

欽天監、曆式を頒發して前來するを案准し、随いで経歴官に委ねて督造せしめたる去後、茲に工、告竣し、合行に頒發し欽遵せしむべし。所有の貴国、擬するに合に備文して頒告すべし。此の爲に貴王府に備咨す。希わくは、頒到する大清康熙五十七年分の正朔の曆書を將て、欽遵して查照し、臣民に頒布せんことを。海国の山川は、共に一王の正朔を凍み、子孫の千億は、永く万載の鴻凶に綿なるに庶からん。仍りて賜えば咨覆して施行せよ、等の因あり。国に到る。此れを奉じ、遵行す。

随いで頒賜せる皇清康熙五十七年の正朔の曆書を將て、臣民に頒布す。敵国の三十六島は共に聖寿の無疆を祝し、子孫の千億は永く万載の鴻凶に綿ならん。今、前因を准け、合に就ち咨覆すべし。此の爲に由を備えて貴司に移咨す。請わくは、查照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

康熙五十七年（一七一八）九月十七日

注（一）咨を准くるに開す 布政司の咨は（〇九一―一）引用は「欽ん

で惟うに」から注（二）まで

（二）等の因あり 注（一）の咨の終わり。

2-09-20

世曾孫尚敬の、進貢し、また冊封使を迎接するため、耳目官向秉乾等を遣わすむねの符文（一七一八、九、一七）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢し接封する事の爲にす。

照得するに、敵国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次なり。茲に康熙五十七年の貢期に当り、特に耳目官向秉乾・正義大夫楊聯桂・接封正義大夫陳其湘・都通事鄭秉彝等を遣わし、表・咨を齎捧し海船二隻に坐駕して官伴・水梢共に二百一十九員名を率領せしむ。常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運して両船に分載す。一船は義字第一百零七号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第一百零八号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き、聖禧を叩祝する外、恭しく天使、敵国に按臨するを接えんとす。

茲に差わす所の員役は若し文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此の爲に王府、今、義字第一百零六号半印勘合の符文を給して都通事鄭秉彝等に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行し、留難し遅悞するを得しむる母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開 京に赴く

耳目官一員 向秉乾 人伴一十二名

正議大夫一員 楊聯桂 人伴一十二名

接封正議大夫一員 陳其湘 人伴二十一一名

都通事一員 鄭秉彝 人伴五名

在船通事二員 陳以栢 人伴八名

在船使者四員 孫廷璽 向保昌 人伴十六名

存留通事一員 程允升 人伴五名

在船通事一員 蔡垣 人伴四名

管船夥長・直庫四名 金 長立功  
毛如德 喜屋武

水梢共に一百二十名

右の符文は都通事鄭秉彝等に付す。此れを准ず

康熙五十七年（一七一八）九月十七日給す

注（1）毛如德 一六九八一―一七三五年。久米村毛氏（与世山家）四世。

和字慶親雲上。後に都通事に陞る（家譜（二）一七二頁）。

2-09-21

世曾孫尚敬の、進貢し、また冊封使を迎接するため、耳目官向秉乾等を遣わすむねの執照（一七一八、九、一七）

琉球国中山王世曾孫尚（敬）、進貢し接封する事の為にす。

聖旨を奉ずるに、兩年一貢なり。欽遵して案に在り。查得するに、康熙五十七年は該応に循うべき期なれば、擬するに合に進貢すべし。此の為に特に耳目官向秉乾・正議大夫楊聯桂・都通事鄭秉彝等を遣わし、表・咨文を齎捧し前來して進貢せしむ。因りて、海船二隻を備え水梢を率領す。每船に均幫する上下の員役並びに接封の官伴は共に計るに二百一十九員名なり。煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫二千觔を載運して両船に分載す。一船は義字第一零零七号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は義字第一零零八号にして煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前んで福建等处承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴き進奉せんとす。

茲に差わす所の員役は並びに文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。理として合に執照を給発して以て通行に便ならしむべし。此の為に王府、今、義字第一零零七号半印勘合の執照を給して存留通事程允升に付し収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば即便に放行